

重症心身障害児施設の  
厚生労働省令第178号  
(指定基準平成18年9  
月29日公布)を読む

全国重症心身障害児(者)を守る会

顧問 山崎 國治

## **重症心身障害児施設の省令（指定基準）を読む**

全国重症心身障害児（者）を守る会 顧問 山崎 國治

はじめに

平成18年9月29日、厚生労働省令第178号として、重症心身障害児施設の「人員、設備及び運営に関する基準」が厚生労働大臣から公布されました。

省令のタイトルは、「児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準」となっています。

その第六章に重症心身障害児施設の基準が示されています。

本稿では、主に施設運営上の施策の理念・原則・方針などについて考察していきます。後日、この省令について解釈通知が自治体宛に発出されますので、こちらも参考にしてください。

本稿をお読みくださる時は、お手元に「厚生労働省令第178号」を置かれて、省令の条文を確認してください。

### 重症心身障害児施設の一般原則

第2条には障害児施設に共通する原則が述べられています。

- (1) 重症心身障害児施設（以下「重症児施設」と呼びます。）は、重症児施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、障害児の立場に立ってサービスの提供に努めること。（第2条第1項参照）
- (2) 重症児施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、自治体、障害福祉サービス事業者、保健医療サービスや福祉サービス事業者との連携に努めること。（第2条第2項参照）
- (3) 重症児施設は、障害児の人権の擁護や虐待の防止などのため、責任者を設置して、施設職員に対して研修を実施することに努めること。（第2条第3項参照）

この第2条の規定は、重症児施設運営の基本的な理念と遵守すべき原則を示したものです。再度、要約しますと次のようになります。

障害児の意思と人格の尊重

地域・家庭その他の関係機関との連携

人権の擁護と虐待防止、職員研修の実施

## サービス提供の方針

第23条に三つの項目が掲げられています。

- (1) 重症児施設は、施設支援計画に基づいて、障害児の心身の状況などに応じて適切な支援を行い、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮すること。(第23条第1項参照)
- (2) 施設職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者や障害児に対して、必要な事項について、理解しやすいように説明すること。(同条第2項参照)
- (3) 重症児施設は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。(同条第3項参照)

要約しますと、次のようになります。

サービスの提供は、施設支援計画に基づくこと。

サービスの提供は、障害児の心身の状況などに配慮すること。

サービスの提供は、漫然・画一的にならないこと。

サービスの提供は、懇切丁寧に行うこと。

サービスの提供は、その内容を理解しやすいように説明すること。

サービスの提供は、質の評価を行って、常にその改善を図ること。

「重症心身障害児施設の一般原則」に述べました施設運営の三原則を踏まえて、六つの方針が示されていることとなります。

この三原則・六方針は、施設運営の大原則ともいえるもので、契約書の内容の根幹を構成するものといえます。

## 施設支援計画の作成

介護保険制度では、「ケアプラン」と呼ばれている個人別サービス計画のことを、省令では「施設支援計画」と称しています。

ここでは、計画作成前の取り組みや計画作成に当たっての留意事項が述べられています。

- (1) 重症児施設のサービス提供に当たっては、施設支援計画を作成し、この計画に基づくこと。(第24条第1項参照)

- ( 2 ) 施設支援計画の作成に当たっては、障害児にサービスを提供している職員による会議を招集して行うこと。(同条第2項参照)
- ( 3 ) 重症児施設が施設支援計画を作成するに当たっては、保護者と障害児に対して、その計画について説明して、文書によって同意を得ること。(同条第3項参照)
- ( 4 ) 重症児施設は、施設支援計画を作成した後、その計画の実施状況の把握を行い、障害児について解決すべき課題を把握して、必要に応じてその計画の変更を行うこと。(同条第4項参照)
- ( 5 ) ( 2 ) の会議の招集、( 3 ) の同意は、計画の変更について準用すること。(同条第5項参照)

省令第171号の「療養介護計画」では、利用者の生活課題の把握を「アセスメント」と言い、療養介護計画の実施状況の把握を「モニタリング」と呼んでいます。

「重症児施設支援計画」においても、( 4 ) が「アセスメント」と「モニタリング」を示しています。

社会福祉援助技術の「ケアマネジメント」の過程には、 インテーク アセスメント ケアプランの作成 ケアプランの実施 監視とフォローアップ 終結 があります。

「ケアプラン」とは、ケアマネジメントの過程で作成され、実行される個別の援助計画であり、個々人のニーズに合わせた社会資源が示されたものと定義されています。

「重症児施設支援計画」もこうした援助過程の一環として理解する必要があります。

「終結」については、第25条が「退所」について述べています。

第25条(検討等)を要約すると次のようになります。

重症児施設は、障害児の心身の状況に照らし、他のサービスを利用することによって、障害児が居宅で日常生活ができるように定期的に検討すること。(同条前段)

障害児が居宅で日常生活ができると認められるときは、障害児の希望などを配慮して、障害児の円滑な退所に必要な援助を行うこと。(同条後段)  
退所の検討に当たっては、児童指導員、保育士、その他の職員の間で協議すること。(同条第2項参照)

## 管理者の設置とその責務

- (1) 重症児施設には、管理者を設置すること。(第33条)
- (2) 重症児施設の管理者は、職員や業務の管理などを一元的におこなうこと。  
(第34条第1項参照)
- (3) 重症児施設の管理者は、職員に対して、この運営基準などを遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。(第34条第2項参照)

## 運営規程の作成

重症児施設には、次の項目を含む運営規程を作成すること。(第35条参照)

施設の目的・運営の方針

職員の職種・職務の内容

入所定員

提供するサービスの内容、保護者から受領する費用の種類とその金額

施設利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

虐待の防止のための措置に関する事項

その他施設の運営に関する重要事項

運営規程の内容は、契約書締結の際に交付された重要事項説明書に記載されていますが、新しくこの省令に基づいて作成された「運営規程」も交付してもらっておくことが必要です。

## 禁止事項

禁止事項は、身体拘束の禁止 虐待等の禁止 懲戒権限濫用の禁止 利益供与等の禁止について、第42条、第43条、第44条、第47条にそれぞれ規定されています。

これらの禁止事項は、契約書においても明記して、職員にも遵守の徹底が望まれるところです。また、第84条の準用規定によって、重症児施設においても適用されることを銘記しておきましょう。

## 苦情解決

苦情解決については、重要事項説明書にも詳しく記載されています。

その根拠となる省令の規定が第48条となります。

- (1) 重症児施設は、障害児やその保護者又はその家族から苦情があれば、その苦情に迅速かつ適切に対応すること。そのために、苦情を受け付ける窓口を設置するなどの必要な対応を図ること。(第48条第1項参照)
- (2) 重症児施設は、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しておくこと。(同条第2項参照)
- (3) 重症児施設は、苦情に関する都道府県知事の検査や調査に協力し、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うこと。(同条第3項参照)
- (4) 重症児施設は、改善の内容を都道府県知事に報告すること。(同条第4項参照)
- (5) 重症児施設は、運営適正化委員会が行う調査やあっせんに協力すること。(同条第5項参照)

## 事故発生時の対応

- (1) 重症児施設は、サービス提供によって事故が発生した場合には、速やかに都道府県、障害児の家族等に連絡して必要な対応を行うこと。(50条第1項参照)
- (2) 重症児施設は、事故の状況や事故に際してとった処置を記録しておくこと。(同条第2項参照)
- (3) 重症児施設は、サービス提供によって賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。(同条第3項参照)

契約書の内容にも、施設における事故の対応が詳細に記載されています。

事故発生時の迅速な対応が、裁判上の争いにまで発展するか、しないかの分かれ道ともなり得ますので、施設の誠意ある対応が望まれるところであります。

## 記録の整備

- (1) 重症児施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。(第52条第1項参照)
- (2) 重症児施設は、サービス提供に関して、次の五項目の記録は五年間保存しておくこと。(同条第2項参照)
  - 第18条第1項に規定するサービス提供の記録
  - 第24条第1項に規定する施設支援計画
  - 第32条に規定する都道府県への通知に係る記録
  - 第48条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - 第50条第2項に規定する事故及び事故に際してとった処置についての記録

重症児施設の運営のなかで、「記録」は重要な業務となります。

記録は、施設に入所して暮らしている障害児へのよりよいサービスを提供していくためにも、また、職員の援助能力を養うためにも、さらには、重症児施設自体の機能を高める上でも重要なものとなります。

保護者もこれらの記録を閲覧することによって、施設運営に対する理解が深まり、保護者と施設との信頼関係を強固なものにすることができます。

## XI おわりに

省令第178号の指定基準における重症児施設に関しては、第六章に記載されています。しかし、その大部分が第84条の規定によって、「準用」される形式となっているため、準用される規定を知らなければ、重症児施設の規定の理解は困難をきたします。

本稿がその困難の手助けになればという視点から、施設運営上の重要な項目に絞って記述してみました。

ご参考にしていただければ、幸いです。

(平成18年10月15日 記)